

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2023年（令和5年）10月12日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ひまわり新涯店

所在地 福山市西新涯町二丁目10番11号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後11時00分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後12時00分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前8時30分から午後11時30分まで	

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前8時30分から午前0時30分まで	

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前6時00分から午後10時00分まで	
2	午前6時00分から午後10時00分まで	

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間
2	午前6時00分から午後10時00分まで	

3 変更年月日

2023年(令和5年)10月3日

4 変更する理由

お客様の利便性の向上及び物流の効率化のため

5 届出年月日

2023年(令和5年)10月2日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2023年(令和5年)10月12日から2024年(令和6年)2月12日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2024年(令和6年)2月12日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課